不利益処分の処分基準

処分の内容		保険医に対する連帯納付命令
根拠法令及び条項		国民健康保険法第６５条第２項
所管部課係名		いきいき健康部国保年金課国民健康保険係
処分基準	関係条項	
	基準（未設定の場合はその理由）	第６５条第２項　前項の場合において、保険医療機関において診療に従事する保険医又は健康保険法第８８条第１項に規定する主治の医師が、市町村及び組合に提出されるべき診断書に虚偽の記載をしたため、その保険給付が行われたものであるときは、保険者は、当該保険医又は主治の医師に対し、保険給付を受けた者に連帯して前項の徴収金を納付すべきことを命ずることができる。
	参考事項	
	設定等年月日	平成２７年４月１日設定（平成３１年４月１日最終変更）